

吳市中学校給食整備基本構想

平成26年 3 月

吳 市

目 次

第 1	学校給食の現状と課題	1
1	学校給食の現状	1
2	学校給食の課題	12
第 2	児童・生徒数の将来見通しと学校給食の留意事項	13
1	児童・生徒数の将来見通し	13
2	学校給食の留意事項	14
第 3	類似都市の中学校給食の実施状況（特例市アンケート調査）	15
1	調査の概要	15
2	調査結果	15
第 4	中学校給食に関する保護者の意向（保護者アンケート調査）	19
1	調査の概要	19
2	調査結果	19
第 5	中学校給食の必要性和意義	23
1	食の現状と食育の方向	23
2	法令等に基づく中学校給食の必要性	28
3	中学校給食の意義に関する検討委員会の意見	30
4	中学校給食の意義	33
第 6	中学校給食の実施方式の検討	34
1	実施方式	34
2	メリット・デメリットの比較	35
3	実施モデルの設定と比較・評価	37
第 7	中学校給食実施上の配慮事項	42
資料	呉市中学校給食検討委員会の設置要綱等	44

第1 学校給食の現状と課題

1 学校給食の現状

(1) 市立小・中学校の現状

呉市の市立小・中学校数は、小学校40校（児童数11,141人）、中学校27校（生徒数 5,764人）である。

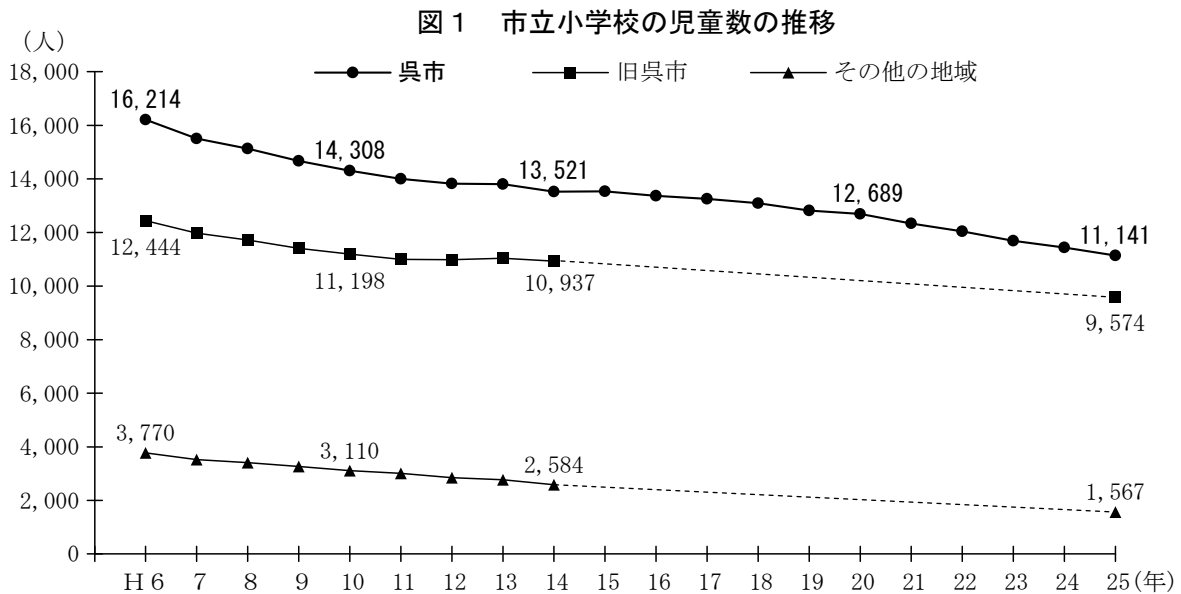
地域別の学校数及び児童・生徒数は、下表のとおりである。

表1 市立小・中学校の現状 (校, 人)

地 域	小学校		中学校	
	学校数	児童数	学校数	生徒数
旧呉市	28	9,574	18	4,826
下蒲刈	1	49	1	24
川 尻	1	346	1	216
音 戸	2	394	2	270
倉 橋	2	206	1	80
蒲 刈	1	39	1	34
安 浦	3	455	1	269
豊 浜	1	36	1	21
豊	1	42	1	24
合 計	40	11,141	27	5,764

注：平成25年5月1日時点

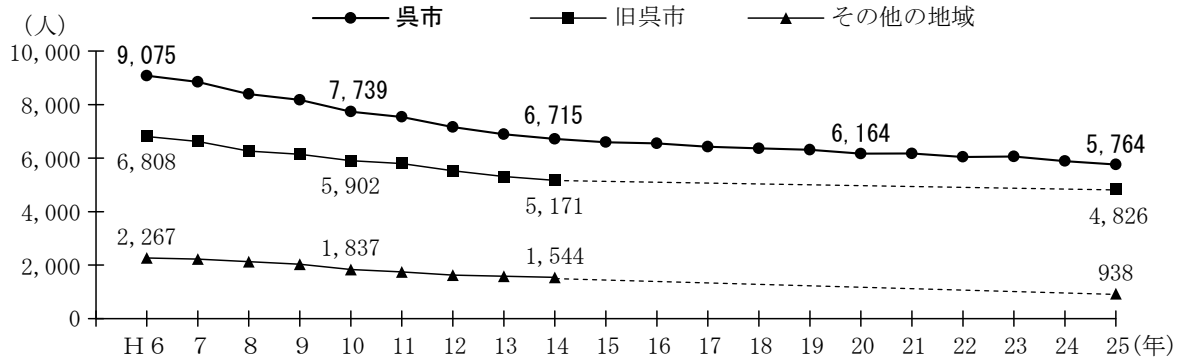
また、平成6年以降の児童、生徒数の推移をみると次図のとおりで、児童数、生徒数ともに減少が続いている。



注-1：平成24年までは学校基本調査（広島県，各年5月1日時点），平成25年は市データによる。

注-2：平成15～24年の地域別データなし。

図2 市立中学校の生徒数の推移



注-1：平成24年までは学校基本調査（広島県，各年5月1日時点），平成25年は市データによる。
 -2：平成15～24年の地域別データなし。

(2) 学校給食の実施状況

学校給食の実施状況については，完全給食を実施しているのは小学校全校，中学校8校となっているが，旧呉市の中学校，下蒲刈地域の中学校では，ミルク給食のみとなっている。

表2 学校給食の実施状況

地 域	小学校		中学校			ミルク給食
	完全給食		完全給食			
	自校方式	共同調理場	自校方式	親子方式	共同調理場	
旧呉市	28校	-	-	-	-	18校
下蒲刈	-	1校	-	-	-	1校
川 尻	1校(親子)	-	-	1校	-	-
音 戸	-	2校	-	-	2校	-
倉 橋	-	2校	-	-	1校	-
蒲 刈	-	1校	-	-	1校	-
安 浦	3校	-	1校	-	-	-
豊 浜	-	1校	-	-	1校	-
豊	-	1校	-	-	1校	-
合 計	32校	8校	1校	1校	6校	19校

注-1：平成25年4月1日時点

-2：川尻中学校は，川尻小学校から配送

-3：学校給食実施状況調査（文部科学省，平成24年度）によると，広島県における公立小・中学校の給食実施率は，小学校で完全給食98.1%，補食給食 1.9%，中学校で完全給食66.7%，補食給食 2.5%，ミルク給食25.9%となっている。

表3 小学校の給食実施状況

地域	校番	小学校名	給食実施状況		方式			備 考
			完全給食	ミルク給食	自校	親子	共同	
旧呉市	1	仁 方	○		○			-
	2	広 南	○		○			-
	3	白 岳	○		○			-
	4	広	○		○			-
	5	三坂地	○		○			-
	6	郷 原	○		○			-
	7	横 路	○		○			-
	8	阿 賀	○		○			-
	9	原	○		○			-
	10	警固屋	○		○			-
	11	坪 内	○		○			-
	12	宮 原	○		○			-
	13	和 庄	○		○			-
	14	本 通	○		○			-
	15	長 迫	○		○			-
	16	明 立	○		○			-
	17	荘山田	○		○			-
	18	呉中央	○		○			-
	19	両 城	○		○			-
	20	港 町	○		○			-
	21	吉 浦	○		○			-
	22	落 走	○		○			-
	23	天 応	○		○			-
	24	昭和西	○		○			-
	25	昭和東	○		○			-
	26	昭和中央	○		○			-
	27	昭和南	○		○			-
	28	昭和北	○		○			-
下蒲刈	29	下蒲刈	○				○	蒲刈学校給食共同調理場
川 尻	30	川 尻	○		○			川尻中学校へ配送
音 戸	31	音 戸	○				○	音戸学校給食共同調理場
	32	波多見	○				○	
倉 橋	33	明 徳	○				○	倉橋学校給食共同調理場
	34	倉 橋	○				○	
蒲 刈	35	蒲 刈	○				○	蒲刈学校給食共同調理場
安 浦	36	三津口	○		○			-
	37	内 海	○		○			-
	38	安 登	○		○			-
豊 浜	39	豊 島	○				○	蒲刈学校給食共同調理場
豊	40	豊	○				○	豊学校給食共同調理場

注：平成25年4月1日時点

表4 中学校の給食実施状況

地域	校番	中学校名	給食実施状況		方式			備 考
			完全給食	ミルク給食	自校	親子	共同	
旧呉市	1	仁 方		○				-
	2	広 南		○				-
	3	白 岳		○				-
	4	広中央		○				-
	5	郷 原		○				-
	6	横 路		○				-
	7	阿 賀		○				-
	8	警固屋		○				-
	9	宮 原		○				-
	10	和 庄		○				-
	11	東 畑		○				-
	12	片 山		○				-
	13	呉中央		○				-
	14	両 城		○				-
	15	吉 浦		○				-
	16	天 応		○				-
	17	昭 和		○				-
	18	昭和北		○				-
下蒲刈	19	下蒲刈		○				-
川 尻	20	川 尻	○			○		川尻小学校から配送
音 戸	21	音 戸	○				○	音戸学校給食共同調理場
	22	明 徳	○				○	
倉 橋	23	倉 橋	○				○	倉橋学校給食共同調理場
蒲 刈	24	蒲 刈	○				○	蒲刈学校給食共同調理場
安 浦	25	安 浦	○		○			-
豊 浜	26	豊 浜	○				○	蒲刈学校給食共同調理場
豊	27	豊	○				○	豊学校給食共同調理場

参考 全国、広島県における中学校給食の実施状況

① 全国、広島県の中学校給食実施状況の推移（公立中学校のみ）（校，％）

区分	年度	学校数	学校給食実施校						未実施校	
			完全給食		補食給食		ミルク給食		校数	率
			校数	率	校数	率	校数	率		
全 国	15	10,363	8,045	77.6	61	0.6	1,222	11.8	1,035	10.0
	16	10,324	8,112	78.6	64	0.6	1,123	10.9	1,025	9.9
	17	10,180	8,086	79.4	68	0.7	1,078	10.6	948	9.3
	18	10,129	8,089	79.9	65	0.6	1,048	10.3	927	9.2
	19	10,087	8,123	80.5	65	0.6	992	9.8	907	9.0
	20	10,053	8,132	80.9	66	0.7	950	9.4	905	9.0
	21	9,995	8,156	81.6	60	0.6	859	8.6	920	9.2
	22	9,930	8,179	82.4	59	0.6	779	7.8	913	9.2
	23	9,223	7,671	83.2	49	0.5	614	6.7	889	9.6
	24	9,805	8,214	83.8	58	0.6	645	6.6	888	9.1
広島県	15	255	148	58.0	7	2.7	88	34.5	12	4.7
	16	256	149	58.2	8	3.1	89	34.8	10	3.9
	17	251	153	61.0	8	3.2	82	32.7	8	3.2
	18	250	155	62.0	8	3.2	79	31.6	8	3.2
	19	250	156	62.4	8	3.2	76	30.4	10	4.0
	20	250	155	62.0	8	3.2	76	30.4	11	4.4
	21	245	153	62.4	7	2.9	74	30.2	11	4.5
	22	243	153	63.0	7	2.9	71	29.2	12	4.9
	23	244	163	66.8	6	2.5	63	25.8	12	4.9
	24	243	162	66.7	6	2.5	63	25.9	12	4.9

注-1：平成23年度を除き、各年度5月1日現在（学校給食実施状況等調査（文部科学省）による。）

-2：平成23年度は10月1日現在で、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

② 県内市の中学校給食実施状況（公立中学校のみ）（校，％）

区分	学校数	学校給食実施校						未実施校	
		完全給食		補食給食		ミルク給食		校数	率
		校数	率	校数	率	校数	率		
呉市	27	8	29.6	0	0.0	19	70.4	0	0.0
広島市	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大竹市	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
廿日市市	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東広島市	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
竹原市	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
三原市	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
尾道市	17	3	17.6	1	5.9	1	5.9	12	70.6
江田島市	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
福山市	36	8	22.2	0	0.0	28	77.8	0	0.0
府中市	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
三次市	12	11	91.7	1	8.3	0	0.0	0	0.0
庄原市	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
安芸高田市	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	218	156	71.6	2	0.9	48	22.0	12	5.5

注-1：平成25年5月1日現在

- 2：竹原市は、平成22年9月から全校完全給食へ移行
- 3：安芸高田市は、平成23年度から全校完全給食へ移行
- 4：三原市は、平成24年9月から全校完全給食へ移行
- 5：大竹市は、平成25年度から全校完全給食へ移行

(3) 給食施設の現況

呉市においては、給食室を有する学校が小学校32校、中学校1校、計33校あるほか、共同調理場が4施設整備されている。

給食室を有する学校の施設概要は、以下のとおりである。

表5 給食施設の概要（給食室）

区分	地域	校番	学校名	建設年度	経過年数	構造	形式	延床面積(m ²)	厨房方式	備考	
											小学校
2	広南	H7	18	RC造	単独	78	ウエット				
3	白岳	S57	31	RC造	単独	197	ウエット				
4	広	S42	46	RC造	併設	144	ウエット				
5	三坂地	S40 (S52) (S57)	48 (36) (31)	RC造 (RC造) (RC造)	単独	107	ウエット				
6	郷原	S56	32	RC造	単独	96	ウエット				
7	横路	S55	33	RC造	単独	128	ウエット				
8	阿賀	H11	14	RC造	併設	149	ドライ				
9	原	S53	35	RC造	単独	125	ウエット				
10	警固屋	H6	19	RC造	単独	79	ウエット				
11	坪内	S56	32	RC造	併設	125	ウエット				
12	宮原	H1	24	RC造	単独	122	ウエット				
13	和庄	S58	30	RC造	単独	140	ウエット				
14	本通	S59	29	RC造	単独	125	ウエット				
15	長迫	S42	46	RC造	併設	120	ウエット				
16	明立	S49	39	RC造	併設	100	ウエット				
17	荘山田	S60	28	RC造	単独	123	ウエット				
18	呉中央	S59	29	RC造	単独	126	ウエット				
19	両城	S57	31	RC造	単独	125	ウエット				
20	港町	S37	51	RC造	併設	174	ウエット				
21	吉浦	S54	34	RC造	単独	128	ウエット				
22	落走	S44	44	RC造	併設	53	ウエット				
23	天応	S56	32	RC造	単独	125	ウエット				
24	昭和西	S46 (S55)	42 (33)	RC造 (木造)	単独	128	ウエット				
25	昭和東	S58	30	RC造	単独	79	ウエット				
26	昭和中央	S42	46	RC造	併設	128	ウエット				
27	昭和南	S50	38	RC造	単独	128	ウエット				
28	昭和北	S52	36	RC造	単独	131	ウエット				
	川尻	30	川尻	H14	11	RC造	併設	291	ドライ	川尻中へ配送	
	安浦	36	三津口	S48	40	S造	単独	116	ウエット		
		37	内海	S61	27	RC造	併設	113	ウエット		
		38	安登	S62	26	RC造	単独	103	ウエット		
中学校	安浦	25	安浦	S40	48	S造	単独	116	ウエット		

注-1：平成25年4月1日時点

-2：建設年度は竣工年度

-3：経過年数は、平成25年度末時点

-4：構造「RC造」は鉄筋コンクリート造、「S造」は鉄骨造

また、共同調理場の施設概要は、以下のとおりである。

表 6 給食施設の概要（共同調理場）

地域	施設名	建設年度	構造	階数	延床面積 (㎡)	厨房方式	調理能力 (食/日)	利用学校名
音戸	音戸学校給食 共同調理場	S 59	R C 造	1 階	483	ウエット	2,000	(小)音戸, 波多見 (中)音戸, 明德
倉橋	倉橋学校給食 共同調理場	S 62	R C 造	1 階	403	ウエット	1,000	(小)明德, 倉橋 (中)倉橋
蒲刈	蒲刈学校給食 共同調理場	H10	S 造	1 階	253	ドライ	350	(小)下蒲刈, 蒲刈, 豊島 (中)豊浜, 蒲刈 (幼)豊島
豊	豊学校給食 共同調理場	S 52 (S 54)	S 造 (S 造)	1 階 (増築)	312	ウエット	500	(小)豊 (中)豊 (幼)ゆたか

注-1：平成25年4月1日時点

-2：建設年度は竣工年度

図3 市立小・中学校及び給食施設の位置



(4) 旧呉市の小学校給食室の劣化状況

ア 耐用年限経過状況

旧呉市の小学校の給食室は、昭和40年代以前に建設されたものが28校中8校、約3割を占めており、古い給食室が多い。

給食室の耐用年限経過状況をみると、10年後の平成35年度末には、耐用年限を経過する給食室が8校に達し、平成45年度末までには、22校（統合予定小学校除く。）が耐用年限を経過する見通しである。

表7 旧呉市の小学校給食室の耐用年限経過状況

地域	小学校区				小学校給食室の建物概要				調理能力(想定)	H25経過年数	耐用年限経過状況(年度末) □は耐用年限経過年度 ーは他校へ統合(計画含む)																			
	校番	校区名	統合方針	統合時期	建設時期	構造	形式	大規模改造			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
仁方	1	仁方			S54.3	RC	単独		870	35																				
	2	広南			H7.12	RC	単独		310	18																				
広	3	白岳			S58.3	RC	単独		1,000	31																				
	4	広			S43.3	RC	併設	H14(改)	880	46	□																			
	5	三坂地			S41.3	RC	単独	H4(改)	620	48																				
	7	横路			S56.3	RC	単独		870	33																				
阿賀	8	阿賀			H12.1	RC	併設		990	14																				
郷原	6	郷原			S57.3	RC	単独		620	32																				
警固屋	10	警固屋			H7.1	RC	単独		470	19																				
宮原	11	坪内	宮原へ	未定	S56.12	RC	併設	H9(一部新築)	620	32																				
	12	宮原			H2.3	RC	単独		620	24																				
中央	13	和庄			S59.3	RC	単独		880	30																				
	14	本通			S60.2	RC	単独		660	29																				
	15	長迫	本通へ	未定	S43.3	RC	併設	H2(大改)	660	46	□																			
	9	原	阿賀へ	未定	S54.3	RC	単独		880	35																				
	16	明立			S49.6	RC	併設	H8(大改)	620	39																				
	17	莊山田			S61.3	RC	単独		620	28																				
	18	呉中央			S60.2	RC	単独	H22(改)	880	29																				
	19	両城	港町へ	未定	S58.3	RC	単独		660	31																				
吉浦	20	港町			S37.8	RC	併設	S61(大改)	650	51																				
	21	吉浦			S55.3	RC	単独		880	34																				
天応	22	落走	吉浦へ	H28.4迄	S45.3	RC	併設		310	44			(□)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	23	天応			S57.3	RC	単独		620	32																				
昭和	24	昭和西			S46.8	RC	単独		650	42																				
	25	昭和東	昭和中央へ	H28.4迄	S59.3	RC	単独		310	30																				
	26	昭和中央			S43.3	RC	併設	H14(大改)	830	46	□																			
	27	昭和南			S50.8	RC	単独		680	38																				
	28	昭和北			S52.8	RC	単独		950	36																				
					耐用年限を経過する学校数					5					1			1	1		1	2	1	1	3	2	1	2	1	
					同(累計)					5	5	5	5	6	6	6	7	8	8	9	11	12	13	16	18	19	21	22	22	

注-1: 建設時期は竣工年月。H25経過年数は、竣工から平成26年3月末時点までの経過年数

-2: 耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(平成25年3月30日時点別表第一(RC造の学校用建物))では47年とされている。

-3: 耐用年限経過状況は各年度末時点で、耐用年限を経過する学校数は、平成28年4月までに統合を予定する2校を除く。

イ 給食室の状況

給食室の劣化状況の現状と今後の活用の可能性を検討するため、旧呉市の小学校の給食室を対象として現地調査を行った。

表8 旧呉市の小学校の給食室の状況 (平成20年度調査を基に経年修正)

校番	小学校名	建設年度	構造	階数	形式	延床面積 (㎡)	現地調査結果					増築の可能性 (注-3)
							劣化度(注-1)			搬入スペース	搬入路	
							屋根	外壁	その他			
1	仁方	S53	RC	1階	単独	128	○	○		問題なし		×
2	広南	H7	RC	1階	単独	78	◎	◎		余裕あり		○
3	白岳	S57	RC	1階	単独	197	○	○		問題なし		×
4	広	S42	RC	1階/3階	併設	144	—	◎		問題なし		×
5	三坂地	S40 (S52) (S57)	RC	1階 (増築) (増築)	単独	107	◎	○		問題なし		×
6	郷原	S56	RC	1階	単独	96	○	○		問題なし		×
7	横路	S55	RC	1階	単独	128	△	○		問題なし		×
8	阿賀	H11	RC	1階/3階	併設	149	—	◎		問題なし		×
9	原	S53	RC	1階	単独	125	◎	○		狭い	狭い	×
10	警固屋	H6	RC	1階	単独	79	○	◎		問題なし		×
11	坪内	S56	RC	1階/4階	併設	125	○	○		問題なし		×
12	宮原	H1	RC	1階	単独	122	◎	◎		狭い	狭い	×
13	和庄	S58	RC	1階	単独	140	◎	◎		問題なし		×
14	本通	S59	RC	1階	単独	125	○	◎		狭い	狭い	×
15	長迫	S42	RC	1階/3階	併設	120	—	○		なし		×
16	明立	S49	RC	1階/3階	併設	100	—	◎		問題なし		×
17	荘山田	S60	RC	1階	単独	123	○	◎		問題なし	狭い	×
18	呉中央	S59	RC	1階	単独	126	◎	◎		問題なし		×
19	両城	S57	RC	1階	単独	125	◎	◎		問題なし		×
20	港町	S37	RC	1階/4階	併設	174	—	◎		問題なし		×
21	吉浦	S54	RC	1階	単独	128	◎	◎	配管△	問題なし		×
22	落走	S44	RC	1階/3階	併設	53	—	○		狭い		(統合予定)
23	天応	S56	RC	1階	単独	125	○	○		狭い	狭い	×
24	昭和西	S46 (S55)	RC (W)	1階 (増築)	単独	128	○	○		問題なし		△
25	昭和東	S58	RC	1階	単独	79	◎	◎		問題なし		(統合予定)
26	昭和中央	S42	RC	1階/3階	併設	128	—	◎		問題なし		×
27	昭和南	S50	RC	1階	単独	128	◎	○	庇△	問題なし		△
28	昭和北	S52	RC	1階	単独	131	○	○		問題なし	狭い	×

注-1：現地調査の劣化度の判断基準は以下のとおりである。

◎：劣化なし，又は劣化の程度僅少

○：劣化はある程度みられるが機能上問題なし，又はごく小規模の補修を必要とするもの

△：部分的補修を必要とするもの

-2：呉中央は，今回追加した。

-3：増築の可能性の判断基準は以下のとおりである。（校舎併設型の給食室は，増築困難とした。）

○：増築可，△：増築やや困難，×：増築困難

(5) 管理運営体制の現状

ア 学校給食衛生管理基準への適合状況

「学校給食衛生管理基準」は、学校給食法（昭和29年法律第 160号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成21年 4 月 1 日から施行されたもので、学校給食の衛生管理の充実を図ることを目的としている。

同基準では、学校給食の衛生管理はHACCP（注）の考え方に基づいて行うことが明記されているほか、前室の設置、汚染作業区域と非汚染作業区域、その他の区域等の区分、ウエットシステムの調理施設におけるドライ運用、調理室等の温度及び湿度管理が適切に行える空調等の整備、用途別（加熱調理用食品用、非加熱調理用食品用、器具の洗浄等用）のシンク設置などが定められている。

呉市においては、給食室、共同調理場とも大半がウエットシステムであり、作業区域の区分等も進んでいない状況にある。

また、空調設備や調理機器等についても、同基準に適合していない施設が多い。

注：HACCPとは

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは、食品の安全性を保証する衛生管理の手法の一つで、原材料の生産から調理されて喫食者の口に入るまでの各段階で発生すると考えられる危害（ハザード）を科学的に分析し、その危害発生を防止できるポイントを定め、これを重点的に管理することで安全性を確保するという手法のこと。

<p>【学校給食法】 （学校給食衛生管理基準） 第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。 3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。</p>

イ 運営体制

(7) 運営方法

完全給食実施校の給食施設（共同調理場を含む。）の運営方法は、旧呉市の小学校 8 校で調理業務を委託しているほかは、直営で運営している。

(イ) 給食技師数等

給食技師数は、自校方式では小学校77人、中学校 5 人となっている。

また、共同調理場では、事務職員 4 人、栄養士 4 人、給食員22人となっている。

表 9 給食技師数等（自校方式、直営） (人)

地域	小学校					中学校	合計
	正 規	再任用	嘱 託	パート	小計	パート	
旧呉市	13	7	4	36	60	-	60
川 尻	-	-	-	7	7	-	7
安 浦	-	-	-	10	10	5	15
合 計	13	7	4	53	77	5	82

注：平成25年 4 月 1 日時点

表10 給食技師数（共同調理場）

（人）

地域	事務職員		栄養士	給食員				合計
	正規	嘱託		正規	嘱託	パート	小計	
音戸	1	1	1	-	-	9	9	12
倉橋	1	-	1	-	2	3	5	7
蒲刈	-	1	1	1	-	4	5	7
豊	-	-	1	-	-	3	3	4
合計	2	2	4	1	2	19	22	30

注-1：平成25年4月1日時点

-2：兼任場長は含まない。

-3：配達員は含まない。

2 学校給食の課題

給食の実施状況，給食施設の現況等を踏まえて，学校給食の課題を列記すると，次のとおりである。

(1) 中学校における完全給食の導入の検討

呉市には市立小学校40校，同中学校27校があるが，このうち完全給食を実施しているのは，全小学校と川尻，音戸，倉橋，蒲刈，安浦，豊浜，豊地域の中学校8校，計48校となっている。

中学校については，完全給食の実施率が29.6%と低く，旧呉市及び下蒲刈地域の19校はミルク給食のみの実施であり，中学校間で不均衡が生じている。

中学校の完全給食の実施率は，全国83.8%（平成24年度），広島県66.7%（同），また，広島県内市の実施率は，14市中10市で100%，全市平均71.6%（平成25年度）となっており，呉市は実施が進んでおらず，完全給食の導入に向けた方策を検討する必要がある。

(2) 給食施設の老朽化

呉市には，給食室を有する小・中学校が33校あるが，このうち，昭和40年代以前に建設された給食室は10校（30.3%），昭和50年代建設は15校（45.5%）であるなど古い給食室が多く，建物の老朽化が進んでいる状況にある。

また，これらは，面積も狭小であるなど問題を抱えており，施設の適切な整備等を進める必要がある。

(3) 学校給食衛生管理基準への対応

呉市においては，給食室，共同調理場とも大半がウエットシステムであるが，施設面積が狭いことなどから，学校給食衛生管理基準に定められているドライ運用や，作業区域の区分等が進んでいない状況にある。

また，空調や設備等についても同基準を満たしていないなど，衛生管理面で多くの問題を抱えており，同基準を踏まえた施設，設備の適切な整備等を進める必要がある。

第2 児童・生徒数の将来見通しと学校給食の留意事項

1 児童・生徒数の将来見通し

給食施設の整備等のあり方を検討するため、旧呉市を対象として、児童・生徒数の将来推計を行った。

その結果、児童数、生徒数ともに減少するものと見込まれる。

表11 児童数の将来見通し

(人)

地域	校番	学校名	平成25年	平成30年	平成35年	平成40年	平成45年	
旧呉市	1	仁方	316	304	235	192	163	
	2	広南	127	118	102	94	89	
	3	白岳	951	863	746	688	652	
	4	広	623	569	492	454	430	
	5	三坂地	386	323	279	257	244	
	6	郷原	450	358	332	311	297	
	7	横路	759	940	813	749	710	
	8	阿賀	558	590	644	561	499	
	9	原	152	135	90	78	70	
	10	警固屋	135	116	107	91	77	
	11	坪内	178	165	133	109	93	
	12	宮原	151	136	109	90	77	
	13	和庄	253	252	167	146	130	
	14	本通	206	197	131	114	102	
	15	長迫	134	142	94	82	73	
	16	明立	215	290	193	168	150	
	17	荘山田	378	431	286	249	223	
	18	呉中央	572	673	447	390	348	
	19	両城	114	128	85	74	66	
	20	港町	226	221	147	128	114	
	21	吉浦	338	358	406	345	300	
	22	落走	50	(吉浦小に統合予定)				
	23	天応	201	191	161	136	116	
	24	昭和西	480	467	366	316	282	
	25	昭和東	55	(昭和中央小に統合予定)				
	26	昭和中央	499	502	394	340	304	
	27	昭和南	277	218	171	147	132	
	28	昭和北	790	711	557	481	430	
	小計		9,574	9,398	7,687	6,790	6,171	
下蒲刈	29	下蒲刈	49	37	25	16	13	
川尻	30	川尻	346	332	275	228	195	
音戸	31	音戸	151	148	129	104	86	
	32	波多見	243	210	183	148	122	
	小計		394	358	312	252	208	
倉橋	33	明德	93	67	50	40	33	
	34	倉橋	113	84	63	51	42	
	小計		206	151	113	91	75	
蒲刈	35	蒲刈	39	47	24	17	13	
安浦	36	三津口	72	(内海小に統合予定)				
	37	内海	222	333	271	227	194	
	38	安登	161	133	108	90	78	
	小計		455	466	379	317	272	
豊浜	39	豊島	36	(豊小に統合)				
豊	40	豊	42	44	38	30	25	
合計			11,141	10,833	8,853	7,741	6,972	

表12 生徒数の将来見通し

(人)

地域	校番	学校名	平成25年	平成30年	平成35年	平成40年	平成45年
旧呉市	1	仁方	188	141	133	112	89
	2	広南	79	57	52	48	45
	3	白岳	440	460	422	391	359
	4	広中央	519	485	445	412	379
	5	郷原	198	237	170	162	151
	6	横路	335	369	339	314	288
	7	阿賀	319	269	353	311	269
	8	警固屋	88	55	62	53	44
	9	宮原	159	133	127	103	86
	10	和庄	301	262	231	203	176
	11	東畑	191	172	152	133	116
	12	片山	143	156	138	121	105
	13	呉中央	247	273	241	212	184
	14	両城	184	166	147	129	112
	15	吉浦	262	178	216	186	156
	16	天応	106	89	86	74	62
	17	昭和	409	397	304	265	228
	18	昭和北	658	659	504	439	378
		小計	4,826	4,558	4,122	3,668	3,227
下蒲刈	19	下蒲刈	24	31	19	13	8
川尻	20	川尻	216	180	147	124	104
音戸	21	音戸	216	168	153	123	99
	22	明徳	54	40	36	29	23
		小計	270	208	189	152	122
倉橋	23	倉橋	80	52	70	56	44
蒲刈	24	蒲刈	34	16	13	10	7
安浦	25	安浦	269	221	222	188	155
豊浜	26	豊浜	21	44	31	26	21
豊	27	豊	24	(豊浜中に統合)			
		合計	5,764	5,310	4,813	4,237	3,688

注-1：平成25年は5月1日時点

-2：平成30年は市教育委員会推計

-3：平成35、40、45年は、以下の方法により算出した。

- ① 国勢調査人口（平成17年及び22年）を用いて、コーホート推移率法により、地域・支所別将来人口を推計
- ② ①で推計した地域・支所別将来人口が、全市の将来人口推計値と合うように補正（全市の将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成25年3月推計）を採用）
- ③ ②の補正值を基に、小・中学生に該当する人口を、平成22年国勢調査の年齢別構成比を用いて算出
- ④ 同一支所に複数の学校がある場合は、当該支所の児童・生徒数推計値における減少率を支所内の小・中学校に一律に乗じた。

2 学校給食の留意事項

将来の児童数、生徒数は大きく減少するものと見込まれ、統合計画に基づいた小学校の統合も進む中、老朽化した小学校の給食室の再編、整理、中学校の完全給食の導入等において、将来の必要給食数に適切に対応した給食体制の整備を行う必要がある。

表13 児童・生徒数の将来見通し（旧呉市）

(人)

	平成25年	平成30年	平成35年	平成40年	平成45年
児童数	9,574	9,398	7,687	6,790	6,171
生徒数	4,826	4,558	4,122	3,668	3,227
合計	14,400	13,956	11,809	10,458	9,398

注-1：平成25年は5月1日時点

-2：平成30年は市教育委員会推計

-3：平成35、40、45年は今回推計値

第3 類似都市の中学校給食の実施状況（特例市アンケート調査）

1 調査の概要

中学校給食の実施状況，給食方式等の状況を把握し，呉市における中学校給食導入のあり方を検討する上での参考にするため，特例市を対象にアンケート調査を実施した。

調査の概要は，以下のとおりである。

- 調査内容：中学校給食の実施状況，給食方式等
- 調査対象：特例市（39市）
- 調査期間：平成25年10月22日～同年11月15日
- 調査票の配布・回収方法：郵送配布，電子メール，郵送又はFAXでの回収
- 配布・回収数：配布数39市，回収数38市

【特例市とは】

特例市制度は，地方分権を推進することを目的として，平成12年4月から施行された制度である。人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定される。環境保全行政や都市計画に関する事務など，都道府県の権限が市に移され，まちづくりの自主性が高まる。平成25年4月1日現在，呉市を含めて40市が指定されている。

- <東北>八戸市，山形市
- <首都圏>水戸市，つくば市，伊勢崎市，太田市，川口市，所沢市，越谷市，草加市，春日部市，熊谷市，小田原市，大和市，平塚市，厚木市，茅ヶ崎市，甲府市
- <北陸>長岡市，上越市，福井市
- <中部圏>一宮市，春日井市，四日市市，松本市，沼津市，富士市
- <近畿圏>吹田市，枚方市，茨木市，八尾市，寝屋川市，岸和田市，明石市，加古川市，宝塚市
- <中国>鳥取市，松江市，呉市
- <九州>佐世保市

2 調査結果

(1) 中学校給食の実施状況について

市内全校で完全給食を実施しているのは，29市（76.3%）となっている。

そのほか，完全給食とミルク給食が1市，完全給食と未実施が2市，全校ミルク給食が3市，全校未実施が3市となっている。

表14 中学校給食の実施状況

区分	自治体数	備考
全校完全給食	29	
完全給食・ミルク給食	1	沼津市（完全給食41校，ミルク給食1校）
完全給食・未実施	2	加古川市（完全給食1校，未実施11校） 松江市（完全給食17校，未実施1校）
全校ミルク給食	3	平塚市，茅ヶ崎市，八尾市
未実施	3	枚方市，明石市，岸和田市
合計	38	-

(2) 完全給食の実施について

ア 完全給食の実施方式

完全給食を全校で実施している29市について，実施方式の内訳をみると，自校方式1市，共同調理場方式12市，自校方式と共同調理場方式9市，自校方式，親子方式と共同調理場方式2市，デリバリー方式が5市となっている。

表15 中学校給食の実施方式（全校実施）

区分	自治体数
学校給食合計	29
自校方式	1
共同調理場方式	12
自校＋共同調理場	9
自校＋親子＋共同調理場	2
デリバリー方式	5

イ 完全給食を実施した理由（自由記入）

完全給食を実施した理由について列記すると次のとおりで、生徒の健康の保持増進、食育の推進などに係る内容が多い。

【健康の保持増進】

- ・栄養バランス・栄養価などの整った給食が必要、重要と判断したから。（8市）
- ・栄養バランス・栄養価などの整った給食の提供の観点から、完全給食がより優れているため。
- ・児童生徒に公平に栄養バランスのとれた給食を提供し、成長期の健康保持、増進を図るため。
- ・適切な栄養の摂取により、成長期にある中学生の健康増進を図るため。
- ・栄養バランスが整った給食の提供が必要と考え、共同調理場建設時に中学校給食提供を視野に入れていた。

【食育】

- ・地場産野菜や果物の導入を促進するため。
- ・食育・栄養バランス等を考え、完全給食とした。
- ・生徒の心身の健全な発達や日常生活での食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うため。
- ・心身共に成長期にある中学生が、健全な食習慣を身につけ、健康管理できるようにするため。
- ・食指導、地産地消といった食育の観点から、完全給食がより優れているため。
- ・望ましい食習慣の育成や自分自身の健康を管理する能力の育成のため。
- ・中学校にも、「食育」の観点から「生きた教材」となる給食の大切さを感じたため。

【家庭環境】

- ・共働き世帯の割合が多く、家庭から持参する弁当の負担軽減を図るため。
- ・共働き世帯の増加を踏まえ、家庭での弁当作りの負担軽減を図るため。

【要望】

- ・小学校で完全給食が実施され、中学校についても市民・保護者・議会から要望があったため。
- ・完全給食の実施、老朽化した給食施設の整備について議会、学校関係者から要望があったため。
- ・関係団体からの要望があり、市長の公約でもあったため。

【政策・上位計画等】

- ・文部科学省の方針に従い、10,000食の調理能力をもつ給食センターを開設し、完全給食を実施
- ・学校給食法に掲げる目標の達成を目指すとともに、学校給食を「各小中学校において教育計画の一環」として位置づけており（市学校給食管理運営要綱）、完全給食が必要と判断したため。
- ・学校給食法で、学校給食の実施について学校設置者の努力義務が課せられていることから、学校教育活動の一環として実施
- ・「新長岡発展計画」（S61～H7）の全体計画で、「中学校の完全給食を計画的に実施」と位置付け、後期計画（H3～7）において、完全給食未実施校を計画的に整備することとなった。
- ・合併前から給食を実施しており、合併の際の条件のひとつとして給食の継続があった。
- ・合併により中学校給食実施の不均衡が生じたため。
- ・近隣の市町村の状況を踏まえ、完全給食を実施した。
- ・政策判断と思われる。

ウ 完全給食の開始年度

完全給食の開始年度をみると、自校方式、共同調理場方式などは昭和47年度以前が多く、デリバリー方式は、全市、平成20年度以降となっている。

表16 完全給食の開始年度

区分	自治体数	～ S47	S48 ～57	S58 ～H5	H5 ～14	H15 ～19	H20 ～	不詳
学校給食合計	29	20	2	-	-	1	5	1
自校方式	1	1	-	-	-	-	-	-
共同調理場方式	12	9	1	-	-	1	-	1
自校＋共同調理場	9	8	1	-	-	-	-	-
自校＋親子＋共同調理場	2	2	-	-	-	-	-	-
デリバリー方式	5	-	-	-	-	-	5	-

注：小学校給食の開始年度を回答した自治体数も含まれている。

エ 共同調理場について

(7) 箇所数

共同調理場箇所数は、4箇所が6市で最も多く、1箇所、5箇所以上がそれぞれ5市となっている。

(4) 最大施設の供給能力

共同調理場のうち最大施設の供給能力は、5,000食未満が4施設、5,000食以上10,000食未満が14施設、10,000食以上が7施設となっている。

表17 共同調理場の箇所数

区分	自治体数
1箇所	5
2箇所	4
3箇所	3
4箇所	6
5箇所以上	5
合計	23

表18 最大施設の供給能力

区分	施設数
5,000食未満	4
5,000食以上10,000食未満	14
10,000食以上	7
合計	25

注：複数回答あり、記入のあった場合のみ集計

オ 弁当と給食の選択制について

弁当と給食の選択制を採用しているのは、29市のうち3市となっている。

採用している3市は、いずれもデリバリー方式で、喫食率は、茨木市が約5%と低く、四日市市では約25%となっている。

表19 弁当と給食の選択制

区分	自治体数
選択制を採用している	3
選択制を採用していない	25
無回答	1
合計	29



採用自治体	方式	開始年度	喫食率
四日市市	デリバリー方式	H20	約25%
吹田市	デリバリー方式	H20	約16%
茨木市	デリバリー方式	H25	約5%

(3) 給食費用（1食あたり費用）について

ア 総額

1食あたり費用をみると、500円以上が12市と多い。

表20 1食あたり給食費用の総額

区分	自治体数	300円未満	300円以上400円未満	400円以上500円未満	500円以上	無回答
学校給食合計	29	4	3	7	12	3
自校方式	1	-	-	1	-	-
共同調理場方式	12	1	3	2	5	1
自校+共同調理場	9	3	-	2	2	2
自校+親子+共同調理場	2	-	-	1	1	-
デリバリー方式	5	-	-	1	4	-

注：300円未満の4自治体については、食材費のみの記入であった。

イ 個人負担額

1食あたり費用のうち個人負担額をみると、250円以上300円未満が18市と多い。

表21 1食あたり給食費用のうち個人負担額

区分	自治体数	250円未満	250円以上300円未満	300円以上350円未満	無回答
学校給食合計	29	2	18	9	-
自校方式	1	-	1	-	-
共同調理場方式	12	1	9	2	-
自校+共同調理場	9	-	6	3	-
自校+親子+共同調理場	2	1	1	-	-
デリバリー方式	5	-	1	4	-

ウ 市負担額

1食あたり費用のうち市負担額をみると、250円未満が13市と多い。

表22 1食あたり給食費用のうち市負担額

区分	自治体数	250円未満	250円以上300円未満	300円以上350円未満	350円以上	不明・無回答
学校給食合計	29	13	2	2	4	8
自校方式	1	1	-	-	-	-
共同調理場方式	12	4	2	1	1	4
自校+共同調理場	9	3	-	1	1	4
自校+親子+共同調理場	2	1	-	-	1	-
デリバリー方式	5	4	-	-	1	-

注：小学校負担分も含めて記入している自治体あり。

第4 中学校給食に関する保護者の意向（保護者アンケート調査）

1 調査の概要

中学校における昼食のあり方と給食を実施する場合の方法について、旧呉市及び下蒲刈地域の市立小学校5～6年生、市立中学校1～2年生の保護者を対象にアンケート調査を実施した。調査の概要は、以下のとおりである。

- 調査内容：中学校の昼食に対する考え方と理由，選択制になった場合の意向
- 調査対象：旧呉市及び下蒲刈地域の市立小学校5～6年生，市立中学校1～2年生の保護者
- 調査期間：平成25年11月25日～同年12月2日
- 調査票の配布・回収方法：学校で調査対象の児童・生徒に配布，児童・生徒を通じて学校に提出

■配布・回収数：

	児童・生徒数 ①	2通目以降 (件)※ ②	有効配布件数 (件) ③=①-②	有効回収数 (件) ④	有効回収率 (%) ④/③
小学校	3,344	207	3,137	2,535	80.8
中学校	3,187	116	3,071	2,102	68.4

※兄弟姉妹がいる関係などで調査票が複数枚届いた場合は、「2通目以降チェック欄」にチェックし、回答せずに提出してもらった。

注：児童・生徒数は、平成25年5月1日時点

2 調査結果

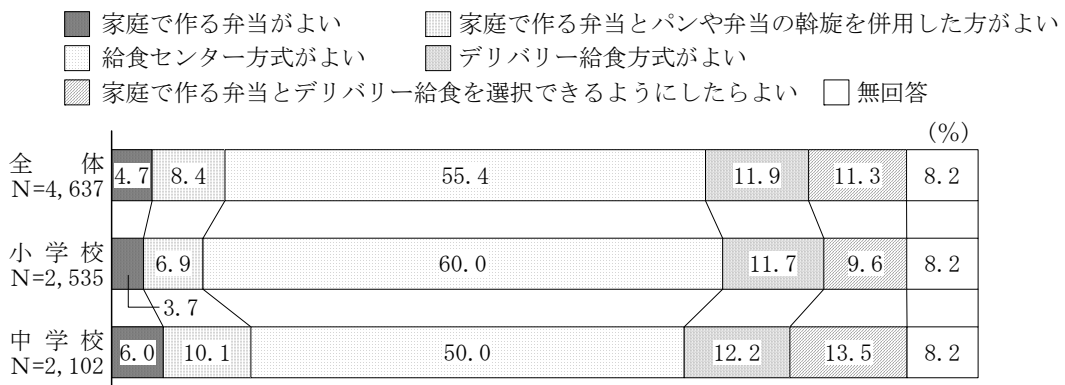
(1) 中学校昼食のあり方について

中学校昼食のあり方については、「給食センター方式がよい」と答えた人の割合が55.4%で最も高く、次いで「デリバリー給食方式がよい」11.9%、「家庭で作る弁当とデリバリー給食を選択できるようにしたらよい」11.3%となっている。

「給食センター方式」と「デリバリー給食方式」を合わせると67.3%で約2/3、これに「家庭弁当とデリバリー給食の選択」を加えると78.6%と、約8割に達している。

小・中学校別にみると、ともに「給食センター方式がよい」と答えた人の割合が最も高く、小学校で60.0%、中学校で50.0%となっている。

図4 中学校昼食のあり方について



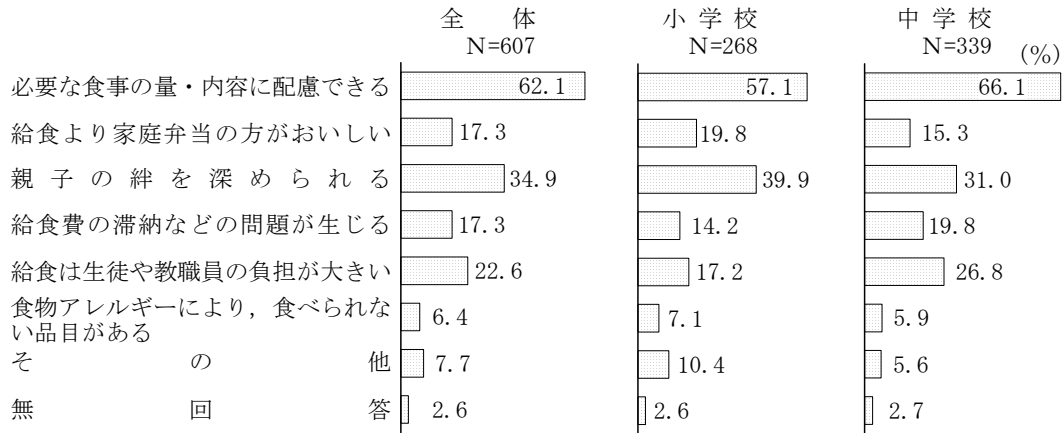
(2) 家庭で作る弁当がよいと思う理由（複数回答，2つまで）

家庭で作る弁当がよいと思う理由は、「必要な食事の量・内容に配慮できる」をあげた人の割合が62.1%と最も高く、次いで「親子の絆を深められる」(34.9%)，「給食は生徒や教職員の負担が大きい」(22.6%)などの割合が高い。

小・中学校別にみると、ともに「必要な食事の量・内容に配慮できる」をあげた人の割合が最も高く、小学校で57.1%，中学校で66.1%となっている。

このほか、「親子の絆を深められる」(小学校39.9%，中学校31.0%)，「給食は生徒や教職員の負担が大きい」(中学校26.8%)をあげた人の割合が高くなっている。

図5 家庭で作る弁当がよいと思う理由（複数回答，2つまで）



(問1で「家庭で作る弁当がよい」「家庭で作る弁当とパンや弁当の斡旋を併用した方がよい」と答えた人)

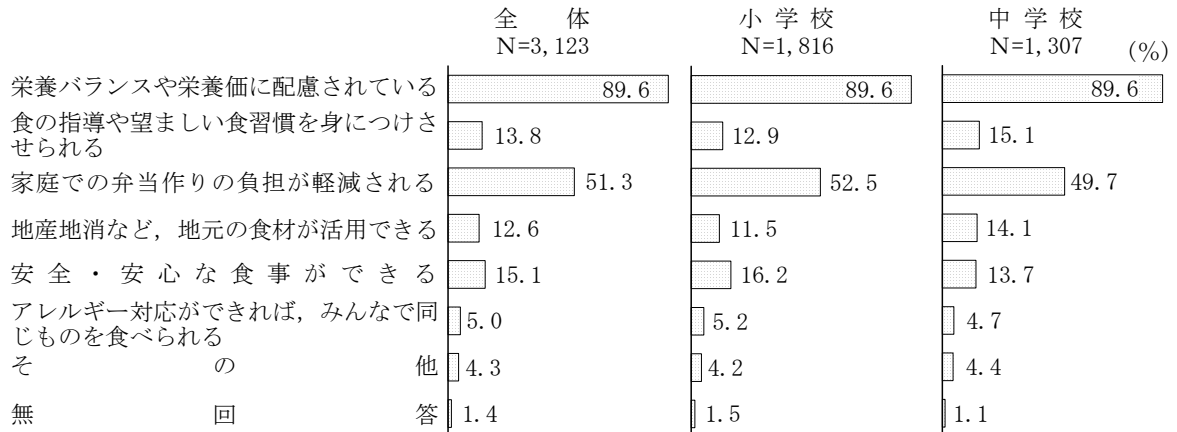
(3) 給食がよいと思う理由（複数回答，2つまで）

給食がよいと思う理由は、「栄養バランスや栄養価に配慮されている」をあげた人の割合が89.6%と最も高く、次いで「家庭での弁当作りの負担が軽減される」(51.3%)の割合が高い。

小・中学校別にみると、ともに「栄養バランスや栄養価に配慮されている」をあげた人の割合が最も高くなっている。

次いで「家庭での弁当作りの負担が軽減される」(小学校52.5%，中学校49.7%)をあげた人の割合が高い。

図6 給食がよいと思う理由（複数回答，2つまで）



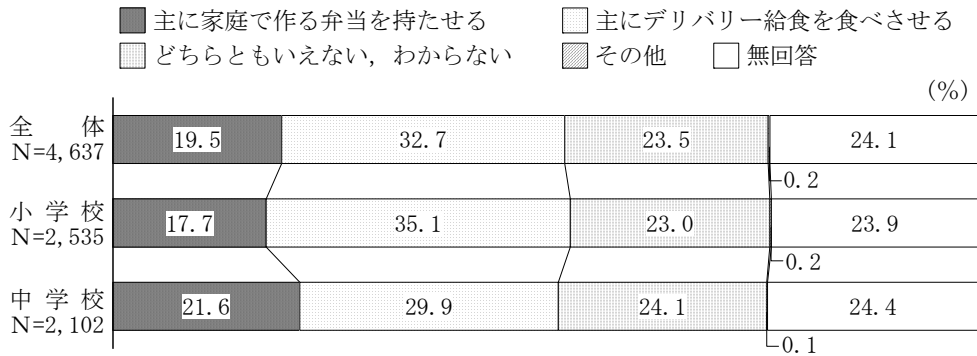
(問1で「給食センター方式がよい」「デリバリー給食方式がよい」と答えた人)

(4) 家庭からの弁当とデリバリー給食との選択制について

中学校の昼食が、家庭からの弁当とデリバリー給食との選択制になった場合については、「主にデリバリー給食を食べさせる」と答えた人の割合が32.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない、わからない」が23.5%、「主に家庭で作る弁当を持たせる」19.5%の順となっている。

小・中学校別にみると、ともに「主にデリバリー給食を食べさせる」と答えた人の割合が最も高く、小学校35.1%、中学校29.9%となっている。

図7 家庭からの弁当とデリバリー給食との選択制について



(5) 自由意見

自由意見は 1,492人と多くの回答者が記入しており、記入率は32.2%と高い。記入意見を内容によって類型化した結果は、次表のとおりである。

ア 給食に賛成する主な意見

給食に賛成する意見が記入者の8割以上と大半を占めており、理由としては、「栄養摂取」「適温提供」「安全・衛生」「食育・地元食材」「共同・同じ食事」「親の負担軽減」などがあげられている。

給食方式については、「学校給食」を希望する意見が多い一方で、「デリバリー」を希望する意見も比較的多く、「選択制」に賛成又は希望する意見も多くなっている。

また、「早急な実施」を希望する意見も多く記入されている。

イ その他の主な意見

家庭弁当を希望する意見を記入した人は多くはないが、その理由として「家族の絆・子育て」をあげた人が比較的多くなっている。

また、その他の意見としては、「パン・注文弁当」（併用を含む。）を希望する人が比較的多い。

ウ 自由意見の記入状況

■自由意見記入率

	小学校	中学校	全体
回答者数	2,535	2,102	4,637
記入者数	917	575	1,492
記入率	36.2	27.4	32.2

表23 意見類型別記入状況

		記入者数			全記入者に対する割合(%)			
		小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体	
給食に賛成する意見	希望する理由	栄養摂取	294	165	459	32.1	28.7	30.8
		適温提供	120	77	197	13.1	13.4	13.2
		安全・衛生	89	48	137	9.7	8.3	9.2
		食育・地元食材	103	49	152	11.2	8.5	10.2
		共同・同じ食事	82	21	103	8.9	3.7	6.9
		親の負担軽減	169	72	241	18.4	12.5	16.2
		中学校相互の統一・公平性	18	12	30	2.0	2.1	2.0
		その他	19	7	26	2.1	1.2	1.7
	給食方式に関する希望	学校給食	67	83	150	7.3	14.4	10.1
		デリバリー	43	38	81	4.7	6.6	5.4
	選択制に関する意見	賛成・希望	67	41	108	7.3	7.1	7.2
		反対	13	6	19	1.4	1.0	1.3
	早急な実施を希望		144	85	229	15.7	14.8	15.3
	その他の要望等	滞納対策等	10	8	18	1.1	1.4	1.2
		量・男女差対応等	26	12	38	2.8	2.1	2.5
メニュー・内容		14	9	23	1.5	1.6	1.5	
アレルギー対策		5	7	12	0.5	1.2	0.8	
その他の要望等		22	13	35	2.4	2.3	2.3	
家庭弁当を希望する意見		38	49	87	4.1	8.5	5.8	
希望する理由	量など個人的対応	7	9	16	0.8	1.6	1.1	
	家族の絆・子育て	24	25	49	2.6	4.3	3.3	
	配膳時間・学校の負担	3	15	18	0.3	2.6	1.2	
	その他の理由	5	11	16	0.5	1.9	1.1	
その他の意見・要望等		71	79	150	7.7	13.7	10.1	
意見・要望等の内容	どちらとも言えない	7	13	20	0.8	2.3	1.3	
	パン・注文弁当希望	20	23	43	2.2	4.0	2.9	
	徴収・滞納問題	5	5	10	0.5	0.9	0.7	
	アンケート調査・市の取組等	11	10	21	1.2	1.7	1.4	
	給食への不安・疑問	15	12	27	1.6	2.1	1.8	
	その他の意見・要望等	13	16	29	1.4	2.8	1.9	

注：1件を複数の項目でカウントしている意見があり、意見件数の合計と記入者数は一致しない。

第5 中学校給食の必要性和意義

1 食の現状と食育の方向

(1) 食の現状と課題

ア 我が国の食の現状

我が国の食の現状について、第2次食育推進基本計画（平成23年3月 食育推進会議決定）においては、次のように述べられている。（同計画の要約）

- 我が国は、戦後の高度成長期を経て、食糧難と言われた時代から、食べ残しや食品廃棄物の増大が問題となる「飽食の時代」を迎えたが、一方で、食料は海外に大きく依存し、食料自給率は先進国中最低の水準となっており、食料自給率の向上が急務となっている。
- 食生活の面では、米や野菜に、畜産物や乳製品などをバランスよく取り込んだ、米と多様な副食からなる「日本型食生活」を実現したが、社会経済構造の変化、国民の価値観の多様化等を背景に、個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化が進展し、脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等様々な問題が引き起こされている。
- 特に、人格形成期にある子どもの食育は重要であるが、朝食の欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をする「孤食」が見受けられ、家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会も減少傾向にある。
- 高齢者についても、高齢者が生き生きと生活できるような健全な食生活が確保されることが重要である。
- 食については、食品の安全性に対する国民の関心が高まっており、適切な情報の提供により国民の理解の増進を図る必要がある。
- 地域の伝統的な食文化が失われつつあり、個性あふれる地域社会の活性化等の観点から、地域の気候風土等と結び付いた伝統ある優れた食文化を生かしていくことが重要である。
- こうした諸問題に対応するため、今後の食育の推進に当たっては、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資するよう推進していくことが必要である。

イ 呉市における児童・生徒の食の現状と課題

(7) 児童・生徒の食の現状と問題点

① 朝食の摂取状況

「呉市健康に関するアンケート調査」（平成24年8月）によると、「朝食を毎日食べている」子どもの割合は、小学6年生92.9%、中学3年生86.1%となっている。

中学3年生において、「朝食を毎日食べている」子どもの割合がより低い状況にある。

② 家族との食事の状況

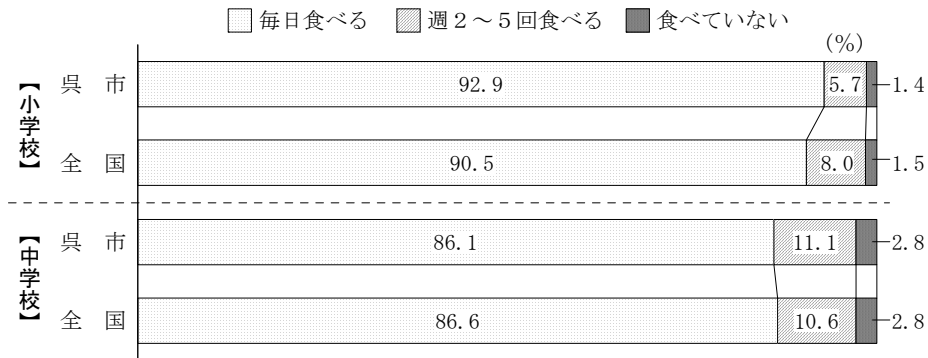
「普段、家族と一緒に食事をしている」子どもの割合は、小学6年生は朝食55.1%、夕食87.5%、中学3年生は朝食41.7%、夕食83.1%となっている。

小・中学生とも、朝食を家族と一緒にとらない子どもの割合が高い状況にある。

③ 肥満の状況

同アンケート調査対象者のうち肥満傾向にある子ども（学校保健による基準で算出した軽度～高度肥満の子ども）の割合は、小学6年生 7.9%、中学3年生 4.2%となっている。

図8 朝食摂取状況



- 注-1：呉市は「呉市健康に関するアンケート調査」（平成24年8月）による。
 ・調査は、市立小学校6年生(460人)、中学校3年生(424人)を抽出して実施
 ・有効回答者数(有効回収率)は、小学校443人(96.3%)、中学校389人(91.7%)
 ・図中割合は無回答を除いたもの。
 -2：全国は「平成22年度 児童生徒の食事状況等調査報告書」（平成24年5月発行、独立行政法人日本スポーツ振興センター）による。
 ・調査は、全国から選定した完全給食実施公立学校の小学校5年生(5,677人)、中学校2年生(5,284人)を対象として実施
 ・有効回答者数(有効回収率)は、小学校5,433人(95.7%)、中学校4,928人(93.3%)
 ・図中割合は無回答を除いたもの。

図9 共食の状況（呉市）

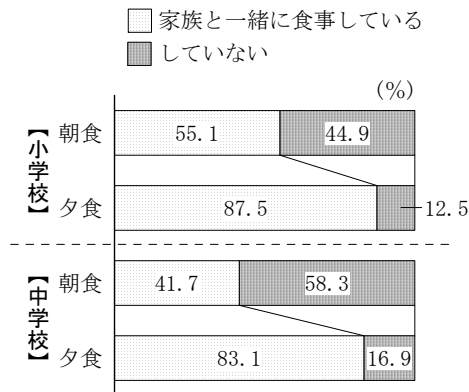
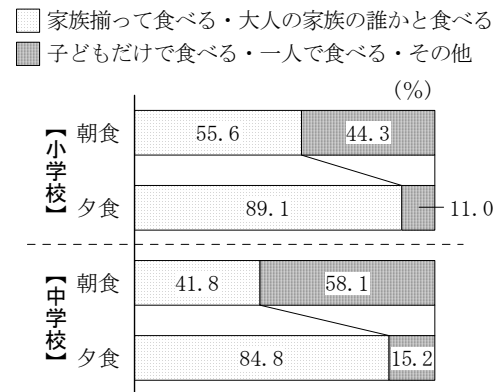


図10 共食の状況（全国）



- 注-1：呉市は「呉市健康に関するアンケート調査」（平成24年8月）による。（無回答は除く。）
 -2：呉市の「家族と一緒に食事している」の割合は、選択肢「朝、夜は食べる」の回答者数に、朝食の場合は「朝だけ食べる」、夕食の場合は「夜だけ食べる」の回答者数を加算して算出
 -3：呉市の「していない」の割合は、選択肢「食べない」の回答者数に、朝食の場合は「夜だけ食べる」、夕食の場合は「朝だけ食べる」の回答者数を加算して算出
 -4：全国は「平成22年度 児童生徒の食事状況等調査報告書」（平成24年5月発行、独立行政法人日本スポーツ振興センター）による。（無回答は除く。）

(イ) 中学校の昼食の状況と問題点

① 昼食の状況

呉市の市立中学校の給食は、川尻、音戸、倉橋、蒲刈、安浦、豊浜及び豊地域の中学校8校は完全給食を実施しているが、旧呉市及び下蒲刈地域の中学校19校はミルク給食のみ実施し、家庭弁当で対応している。

旧呉市及び下蒲刈地域の中学校では、弁当を持参できない生徒を対象として、パン、業者弁当などを斡旋販売しているが、家庭弁当の持参率は、各校平均で9割近くと、高い水準となっている。

② 家庭弁当の利点

家庭弁当については、次のような利点があげられる。

- ・保護者とのコミュニケーションが生まれ、家族の絆が深まる
- ・男女の食事量の差など、食事の量、内容について個人ごとの対応ができる
- ・生徒の健康状態、アレルギーなどに対して、きめの細かい対応ができる など

③ 中学校の昼食の問題点

家庭弁当を主体とした中学校の昼食の問題点として、次のような事項があげられる

- ・共働き世帯の増加や就労条件の多様化に伴い、弁当づくりへの負担が増加している
- ・弁当に冷凍食品や加工品などを利用することにより、メニューの偏りがある
- ・家庭弁当を持参できない子どもたちに対して、配慮する必要がある など

(ウ) 食の課題

児童・生徒の食の現状から、呉市の児童・生徒においても、不規則な食習慣や肥満の問題を抱えている。

食習慣は、子どもたちの心身の健全な成長に必要となる栄養摂取に大きく影響し、将来に渡って健康に影響することから、正しい食習慣が形成されるよう食育を進める必要があり、特に、心身の発育・発達が著しい中学生の時期においては、その必要性が高いといえる。

(2) 食育の方向

ア 国における食育の方向

(7) 食育基本法

食育基本法（平成17年施行）は、「食育」を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけ、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

同法律では、学校給食に係る事項として、第20条に「学校、保育所等における食育の推進」を定め、食育の指導にふさわしい教職員の配置、食育に関する指導体制の整備等のほか、学校や地域の特色を生かした学校給食等の実施等により、食育の推進に関する活動に取り組むこととしている。

(イ) 食育推進基本計画

食育推進基本計画は、食育基本法第16条に規定された計画で、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」が策定された。

同計画では、学校給食に係る主な施策について、食育の総合的な促進に関する事項の「学校、保育所等における食育の推進」「食文化の継承のための活動への支援等」のなかで、次のように示している。

■第2次食育推進基本計画－食育の総合的な促進に関する事項（関係箇所）

○学校、保育所等における食育の推進

- ・食に関する指導の充実
→学校における食育の組織的・計画的な推進，栄養教諭の配置の促進，食に関する指導に係る全体計画作成の推進，指導者への研修実施，体験活動の推進等
- ・学校給食の充実
→学校給食の普及・充実，「生きた教材」としての活用，地場産物の活用推進，生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等の推進等
- ・食育を通じた健康状態の改善等の推進
→健康状態の改善等に必要な知識の普及，望ましい食習慣の形成に向けた取組の推進等
- ・保育所での食育推進

○食文化の継承のための活動への支援等

- ・ボランティア活動等における取組
- ・学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
→学校給食への郷土料理等の導入，伝統ある優れた食文化の継承，郷土料理等の紹介等
- ・専門調理師等の活用における取組
- ・関連情報の収集と発信

イ 広島県における食育の方向（広島県食育推進計画）

広島県食育推進計画は，食育基本法第17条，広島県食育基本条例（平成18年施行，第11条）に基づく計画で，平成25年3月に「広島県食育推進計画（第2次）」が策定された。

学校給食に係る主な施策について，同計画では，食育推進の基本的施策の「学校における食育の推進」「食文化の継承のための取組の促進」のなかで，次のように示している。

■広島県食育推進計画（第2次）－食育推進の基本的施策（関係箇所）

○学校における食育の推進

- ① 指導体制の充実
→食に関する指導計画作成の推進，栄養教諭の配置，効果的な指導のための体制整備等
- ② 人材育成
→学校全体の食に関する指導の充実，栄養教諭等の資質，専門性の向上等
- ③ 指導内容の充実
→指導内容の関連づけ，学年間で関連づけた内容の指導の推進等
- ④ 子どもの食への理解を促進するための体験活動の推進
→関係機関・団体等と連携した農作物栽培，調理等の体験的学習の推進等
- ⑤ 学校給食を活かした食育の推進
→学校給食を重要な教材として活用する効果的な指導の推進，地場産物，郷土料理等の導入，学校・家庭・地域が一体となった食育の推進等

○食文化の継承のための取組の促進

- ① 食文化の情報収集・普及啓発
- ② ボランティア等による取組の促進
- ③ 学校給食や保育所給食等における郷土料理等の導入
→学校給食や保育所給食等への郷土料理や伝統料理などの献立の導入と活用の促進
- ④ 関係者の連携による食文化の伝承と活用の積極的な推進

ウ 呉市における食育の方向

呉市では、「第2次健康くれ21」（平成25年3月策定）第6章に定める食育推進計画（食育基本法第18条に基づく計画）において、「食」を健康づくりの基本として位置づけ、「市民一人ひとりが自らの食について考え、食に関する正しい知識と大切にする心を持ち、食を正しく選択できるよう、食育を総合的に推進する」とし、次のような取組を重点的に進めることとしている。

■「第2次健康くれ21」－第6章 食育推進計画の骨子

重点分野1 食の基本

○食を基本として、子どもから大人まで、規則正しい生活リズムを確立させ、食に関する知識・情報を知り、正しく選ぶことができる力を習得できるよう取り組む。

【目指すべき姿】

- ・1日3食、ライフステージに応じた食事を摂ることができる。
- ・安全で安心できる食生活を送ることができる。

【施策の方向性】

- ・朝食をとる習慣の定着
- ・一人ひとりが栄養バランスを考えた食事ができる取組
- ・食品の安全・安心を確保するための体制づくり

重点分野2 食を通じての健康づくり

○食を通して、高血圧や糖尿病の予防・改善に重点をおいて取り組む。

【目指すべき姿】

- ・生活習慣病の予防や改善につながる食事ができる。

【施策の方向性】

- ・高血圧の予防、改善のための減塩と野菜摂取量増加
- ・糖尿病の予防、改善のための体重管理を考えた食事ができる取組

重点分野3 食を大切にする心の育成

○共食の推進や地産地消の推進と食文化の継承に取り組む。

【目指すべき姿】

- ・食を通して人とのつながりを広げ、食の楽しさ、感謝の気持ちを持つことができる。

【施策の方向性】

- ・子どもの頃から食に関心を持ち、食をみつめる場としての共食の啓発
- ・地産地消の推進と食文化の継承に向けた色々な食農体験ができる場の提供

また、学校給食に係る主な施策について、同計画では次のように示している。

■学校給食に係る食育（「第2次健康くれ21」第6章 食育推進計画）

○食の基本

- ・食生活（普及・啓発、相談・支援、環境整備）
→給食学習会（試食会）の実施、食に関する指導、給食施設への指導・支援等

○食を大切にする心の育成

- ・保育所・学校給食での郷土料理等の導入
- ・保育所・給食だよりでの啓発
- ・学校教育における食育
- ・学校給食における地場産物の導入
- ・農業体験、食農支援事業等

2 法令等に基づく中学校給食の必要性

(1) 学校給食に係る主な法令等

学校給食に係る主な法令等は、次のとおりである。

表24 学校給食に係る主な法令・基準等

法令・基準等	主な内容
学校教育法 (昭和22年3月31日制定, 平成23年6月3日最終改正)	<p>○学校給食に関連する事項として, 義務教育の目標に「家族と家庭の役割, 生活に必要な衣, 食, 住, 情報, 産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと」(第21条第4項), 「健康, 安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに, 運動を通じて体力を養い, 心身の調和的発達を図ること。」(同第8項)が掲げられている。</p> <p>○第19条において, 「経済的理由によって, 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては, 市町村は, 必要な援助を与えなければならない。」と定められており, この規定を受けて, 学校給食費の支援が行われている。</p>
学校給食法 (昭和29年6月3日制定, 平成20年6月18日最終改正)	<p>○学校給食法の目的として, 「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり, かつ, 児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ, 学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め, もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」(第1条)が定められている。</p> <p>○学校給食の目標として, 次の7項目が定められている。(第2条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 2 日常生活における食事について正しい理解を深め, 健全な食生活を営むことができる判断力を培い, 及び望ましい食習慣を養うこと。 3 学校生活を豊かにし, 明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め, 生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め, 勤労を重んずる態度を養うこと。 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。 7 食料の生産, 流通及び消費について, 正しい理解に導くこと。 <p>○「義務教育諸学校の設置者は, 学校給食が実施されるように努めなければならない。」(第4条)とされ, 学校給食の実施にむけた努力義務が定められている。</p>
食育基本法 (平成17年6月17日制定, 平成21年6月5日最終改正)	<p>○健全な心身と豊かな人間性の育成を目的として, 平成17年6月に制定された法律で, 食育推進の基本的施策の一つとして学校給食を位置づけている。</p> <p>○第20条において, 国及び地方公共団体は, 学校, 保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより, 子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう, 次のような施策を講ずることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校, 保育所等における食育に関する指導体制の整備(食育の推進のための指針の作成に関する支援, 食育の指導にふさわしい教職員の設置, 指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発など) ・学校, 保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施 ・教育の一環として行われる農場等における実習, 食品の調理, 食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進 ・過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発 ・その他必要な施策

(2) 法令等に基づく中学校給食の必要性

学校給食法においては、学校給食の目標として次の7項目が示されており、これらの目標を達成するため、中学校給食を導入する必要がある。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

また、中学校学習指導要領解説「特別活動編」（平成20年7月 文部科学省）においては、中学校給食の必要性に関連する事項として、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」において、次のような事項が示されている。

- 心身の発育・発達が著しい中学生の時期においては、生涯を通じた望ましい食習慣が形成され、食事を通して好ましい人間関係や明るい社交性がはぐくまれるよう指導する必要がある。
- 給食の時間においては、楽しく食事をする事、栄養の偏りのない食事のとり方、食中毒の予防にかかわる衛生管理の在り方、共同作業を通して奉仕や協力・協調の精神を養うことなどに関する指導により、望ましい食習慣の形成を図ること、食事を通しての好ましい人間関係の育成を図ることをねらいとし、給食の準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導する必要がある。
- 自然の恩恵などへの感謝、食文化、食料事情などについても教科等の指導と関連を図りつつ、指導を行うことが重要である。

これらの内容を踏まえて、法令等に基づく中学校給食の必要性に関する事項を列記すると、次のとおりである。

■法令等に基づく中学校給食の必要性（要約）

次の事項を達成するため、中学校給食を導入する必要がある。

- ① 適切な栄養の摂取により、生徒の健康の保持増進、体位の向上を図る。
- ② 食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食事のマナーや食習慣を養う。
- ③ みんなで楽しく食事をする事を通じて、好ましい人間関係、社交性を育てる。
- ④ 給食の準備から後片付けなどの共同作業を通して、奉仕や協力・協調の精神を養う。
- ⑤ 食料の生産、加工、流通、消費、地域の食文化などに関する理解を深める。

3 中学校給食の意義に関する検討委員会の意見

ここでは、中学校給食の意義に関する呉市中学校給食検討委員会の意見を記述する。

呉市中学校給食検討委員会は、市立中学校における学校給食のあり方について、保護者、関係団体等が意見・情報を交換する場として設置された委員会であり、中学校給食に係る基本方針やデリバリー方式・選択制の場合の喫食率向上のための方策などについて幅広い議論が行われた。

その中から、中学校給食の意義に関する議論を要約し、検討委員会の意見として整理した。

なお、喫食率向上のための方策など、実施上の配慮事項に関する議論については、「第7 中学校給食実施上の配慮事項」に反映した。

(1) 呉市中学校給食検討委員会の開催概要

検討委員会の開催概要は、次のとおりである。

表25 呉市中学校給食検討委員会の開催概要

回	検討委員会の開催概要
第1回	日 時：平成25年12月10日（火曜日）14時～16時 場 所：つばき会館507号室 主な議題：・学校給食の現状と課題 ・中学校給食の必要性について 出 席 者：委員14名（全員）
第2回	日 時：平成26年1月14日（火曜日）14時～15時30分 場 所：つばき会館507号室 主な議題：・中学校給食に関するアンケート調査結果 ・中学校給食に係る基本方針について 出 席 者：委員14名（全員）
第3回	日 時：平成26年3月27日（木曜日）14時～15時15分 場 所：つばき会館508号室 主な議題：・喫食率向上のための方策について 出 席 者：委員12名

(2) 検討委員会での意見

ア 栄養の摂取、健康の保持・増進

学校給食により、生徒に適切な栄養バランスや栄養価に配慮された昼食を提供し、生徒の健康の保持・増進や体位の向上に寄与することができる。

一方、体力と学力は相関関係にあり、学力を伸ばすうえでは、体づくり、食べることが重要になる。体力レベルが高いと病気にかかりにくく、回復力も備わる。

また、児童・生徒の生活リズム（サーカディアンリズム）においては、昼食が前後のバランスづくりの支点になり、給食を一緒に食べることが、体づくり、社会性を育むなどの面で意義が大きい。

イ 食育

食育は、健康教育であり、食育を進めることで、健康な市民を増やすことにつながる。

学校給食は、生きた教材であり、食育を効果的に進める必要がある。特に中学生は、心身の発育・発達が著しい時期であり、正しい食生活により健康な大人を育てることにつながり、将来的に医療費の削減にも寄与すると考えられる。

また、食育は、主体的な将来設計、食文化の継承など、キャリア教育（子供たちの生きる力を育成する観点から、学校での学びと社会との関連性を教え、学習意欲を向上させるとともに、学習習慣を確立させる教育）の観点からも重要である。

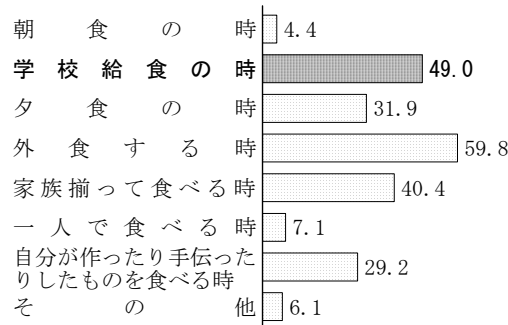
呉市には、昔から伝えられる郷土料理、旬の食材を活かした伝統料理など、伝承したい食文化が多くあり、食育を通じてこれらの食文化を学び、生産者への理解を深める必要がある。

ウ 社会性を育む

学校給食における給食の準備、後片付けなどの共同作業を通して、奉仕や協力・協調の精神を養うことができる。

また、給食を一緒に楽しく食べることを通じて、学校生活が明るくなり、社会性を育む効果がある。

図11 食事を楽しいと感じる時（全国／中学校）



注：「平成22年度 児童生徒の食事状況等調査報告書」（平成24年5月発行、独立行政法人日本スポーツ振興センター）による。（無回答は除く。）

エ 子育て支援

学校給食は、共働き夫婦の弁当づくりの負担を軽減することができる。

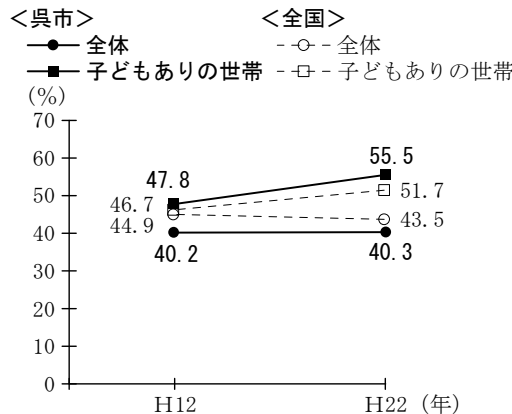
また、朝の時間に余裕ができることにより、家族で朝食をとることができることなど、子育て支援につながる意義がある。

【参考 高い夫婦共働き世帯の割合】

呉市における夫婦共働き世帯の割合は、夫婦全体では40.3%で、過去10年間横ばいで推移しているが、中学生以下の子どものある世帯では55.5%と高く、過去10年間で7.7ポイント上昇している。

子育て世帯における共働き世帯の割合の上昇が、児童・生徒の保護者の中学校給食に対する意向が強いことの一因になっていると考えられる。

図12 夫婦共働き世帯の割合の推移



注-1：国勢調査による。

-2：夫・妻ともに就業者である割合を図示

-3：「全体」は、夫婦のいる一般世帯における共働きの割合、「子どもありの世帯」は、夫婦のいる一般世帯のうち、最年少の子どもが14歳以下である世帯における共働きの割合

オ 経済的困窮者の支援

近年、生活保護受給世帯が増加し、子どもの貧困率（注）も上昇傾向にあるなど、経済的に困窮している世帯が増加傾向にある。

また、保護者には、給食費を払いたくても払えない理由、弁当を作ってやりたくても作れない事情など様々な背景があると考えられるが、食べることができないと子ども自身もストレスがたまり、学校に行っても楽しくないなど、子どもにとって食べるということは重要なことであり、学校給食を通じて支援を行う必要がある。

学校給食は、これらの世帯に対する給食費の支援制度を活用して、経済的理由によって家庭弁当を持参できない生徒と保護者を支援し、生徒の就学を支援することにつながる。

注：平成22年国民生活基礎調査における相対的貧困率（※）は、全体では16.0%、子どもでは15.7%で、近年上昇傾向にある。一方、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%で、そのうち、大人1人世帯の相対的貧困率は50.8%、大人2人以上の世帯の相対的貧困率は12.7%となっている。（「平成24年版 子ども・子育て白書」より。）

※相対的貧困率：国民を所得順に並べて、真ん中の順位（中位数）の人の半分以下しか所得がない人の比率をいう。

※子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの比率をいう。

カ 将来を担う子ども達を育てる

学校給食を通じた食育を進め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を養い、食を通じて自らの健康管理能力を培うことにより、健康で生き生きとした大人に育てることができる。

学校給食は、呉市の将来を担う子ども達を育てるという点で、大きな意義があると考えられる。

4 中学校給食の意義

中学校給食の課題、法令等に基づく中学校給食の必要性、中学校給食の意義に関する検討委員会の意見を踏まえて、中学校給食の意義を整理すると、次のとおりである。

(1) 中学校給食の課題

【食の課題】

○朝食の欠食、孤食が多いことなど不規則な食習慣や肥満傾向の問題を抱えており、正しい食習慣が形成されるよう食育を進める必要があり、特に、心身の発育・発達が著しい中学生の時期においては、その必要性が高い。

【中学校給食の課題】

○完全給食の実施率が29.6%と低く、中学校間で不均衡が生じており、中学校の完全給食導入に向けた方策を検討する必要がある。

(2) 法令等に基づく中学校給食の必要性

○適切な栄養の摂取により、生徒の健康の保持増進、体位の向上を図る。

○食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食事のマナーや食習慣を養う。

○みんなで楽しく食事をするを通じ、好ましい人間関係、社交性を育てる。

○給食の準備から後片付けなどの共同作業を通して、奉仕や協力・協調の精神を養う。

○食料の生産、加工、流通、消費、地域の食文化などに関する理解を深める。

(3) 中学校給食の意義に関する検討委員会の意見

○適切な栄養バランスや栄養価に配慮された昼食の提供による生徒の健康の保持・増進、体位の向上

○効果的な食育の推進（正しい食生活による健康づくり、食文化の継承、食の生産者への理解を深める など）

○社会性を育む（共同作業を通じた奉仕や協力・協調の精神の涵養、給食を一緒に楽しく食べることを通じた社会性を育む効果）

○共働き夫婦の弁当づくりの負担の軽減などを通じた子育て支援

○経済的理由によって家庭弁当を持参できない生徒と保護者の支援

○呉市の将来を担う健康で生き生きとした子ども達の育成

(4) 中学校給食の意義（まとめ）

○栄養バランスに配慮した給食を提供することにより、成長期の生徒の健康の保持・増進及び心身の健全な発展に寄与する。

○生徒が食に対する正しい理解と習慣を身につける。

○地産地消を積極的に取り入れ、地域の食文化の継承に生かす。

○家庭弁当づくりの負担の軽減により、子育てを支援する。

○給食実施に係る中学校間の不均衡を解消する。

第6 中学校給食の実施方式の検討

1 実施方式

旧呉市における学校給食の実施方式は、次表のような3種類の方法が考えられ、これらのうちから、呉市の実情や課題に対応した適切な方式を選定する必要がある。

表26 旧呉市で考えられる学校給食の一般的な実施方式

方式	概要
自校方式	<ul style="list-style-type: none">市（栄養職員）が作成した献立を基に、各学校の給食室で調理し、子ども達が食缶で教室に運び、配膳する。全員喫食が原則
共同調理場方式	<ul style="list-style-type: none">市（栄養職員）が作成した献立を基に、給食センターで一括して調理し、各校に食缶で配送する。全員喫食が原則
デリバリー方式	<ul style="list-style-type: none">市（栄養職員）が作成した献立を基に、民間業者が調理した給食を、弁当箱に盛り付けて各校へ配送する方式選択制導入が可能

注：これらとは別に、親子方式（学校（親）の給食室で当該校分と他校（子）分を調理し、他校に食缶で配送する方式）があるが、旧呉市の場合、小学校の給食室の多くがウェット方式で校舎に併設して設置されているため、スペースの関係上増築が困難であり、給食量を拡大して対応することは難しい状況にある。（10頁「表8 旧呉市の小学校の給食室の状況」参照）

2 メリット・デメリットの比較

各方式の主なメリット・デメリットは、次のように考えられる。

(1) 自校方式

調理から喫食までの時間が最も短く、適温提供に適していること、給食室が身近な教材となること、個々の生徒へのアレルギー対応が可能なこと、学校行事に臨機応変に対応できることなどのメリットがある。

一方、配膳・後片付けに時間を要すること、統一的なアレルギー対応の徹底が困難なこと、選択制には馴染みにくいこと、学校ごとに労務管理が必要になること、敷地の確保が必要で教育活動に支障のおそれがあること、人件費、維持管理費、施設・設備投資の初期費用など多額の費用が必要なこと、各学校の施設整備に相当の期間を要することなどのデメリットがある。

(2) 共同調理場方式

保温食缶の利用により適温給食が可能なこと、様々な設備による幅広いメニューの給食が可能なこと、統一的なアレルギー対応が可能なこと、事務管理、栄養管理、衛生管理の合理化が図られること、自校方式に比べて人件費、ランニングコストの抑制、縮減が可能なことなどがメリットとしてあげられる。

一方、配膳・後片付けに時間を要すること、配送費用が別途必要なこと、調理従事者と子どもたちの接点がないこと、給食時間の変更などへの対応が困難なこと、用地確保、用地費、多額の施設整備費が必要になることなどのデメリットがある。

(3) デリバリー方式

選択制に馴染みやすいこと、短時間での配膳が可能で昼休みを確保しやすいこと、教職員の負担が少ないこと、管理事務が軽減されること、民間活用による効率化が図られること、整備投資経費（配膳室整備費）は最小限ですむこと、早期導入が可能なことなどのメリットがある。

一方、副食は一旦冷却するため、適温提供には工夫が必要なこと、給食時間の変更への対応が困難なことなどのデメリットがある。

表27 実施方式別メリット・デメリットの比較

	自校方式	共同調理場方式	デリバリー方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 調理から喫食までの時間が最も短い(作りたて) 適温提供に最も適している 多様な献立や温かい(冷たい)給食の提供が可能 配送時間が不要で、調理時間に余裕がある 食を通した一体感 調理者との交流、感謝の気持ちの醸成 給食室が身近な教材となる 個々の生徒へのアレルギー対応が可能 断水、停電等の非常時の被害が最小限 短縮授業等への対応が可能 学校行事に臨機応変に対応できる 配送コストが不要 	<ul style="list-style-type: none"> 保温食缶の利用により適温給食が可能 様々な設備による給食が可能(焼く、蒸す等) 同じ品質の給食の提供が可能 食を通した一体感 配膳員との交流が見込める 研修室・見学コース等の整備が可能 調理業務の分業化により、衛生管理が向上 統一的なアレルギー対応が可能 事務管理、栄養管理、衛生管理の合理化 教職員の給食に対する事務負担の軽減 調理員の急な休みへの弾力的な対応が可能 集約により人件費・維持管理費の抑制が可能 人件費は自校方式に比べ抑制可能 ランニングコストの縮減が可能 効率的な施設整備・運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 選択制に馴染みやすい 配膳員との交流が見込める 選択制の場合、準備時間は最小 短時間で配膳可能 昼休みを確保しやすい 教職員の負担が少ない 食数の流動化にも対応可 前納制であれば、給食費の未納が生じない 人件費は最小限 労務管理等の管理事務が軽減される 民間活用による効率化 整備投資経費(配膳室整備)は最小限 早期導入が可能 生産体制が整っていれば短期間での実施が可
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 選択制には馴染みにくい 食缶のため配膳・後片付けの時間が必要 統一的なアレルギー対応の徹底が困難 食材搬入車等への安全確保が必要 管理事務の負担が発生 学校毎に労務管理が必要である 敷地の確保が必要で、教育活動に支障のおそれがある 物資購入を個別にした場合、経費が割高となる 人件費・維持管理費に多額の費用が必要 施設・設備投資に多額の初期費用が必要 各学校整備に相当の期間が必要 集約、無駄の排除という視点から課題あり 	<ul style="list-style-type: none"> 選択制には馴染みにくい 味や仕上がりにムラができる可能性がある 配送により保温や型くずれなどの問題が発生する可能性がある 調理食数により献立に制約が発生 食缶のため、配膳・後片付けの時間が必要 配送時間を考慮した調理が必要 調理従事者と生徒の接点がない 配送中の衛生管理が必要 事故の場合、全校の給食が停止する 緊急時に代用品の確保が難しい 学校との連絡が希薄になりがちである 給食時間の変更への対応が困難 配送車の確保、配送経費が必要 用地確保、用地費が必要 多額の施設整備費が必要 自校方式以上の整備期間が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 副食は一旦冷却 適温提供に工夫が必要 汁物の提供に工夫が必要 食事の量が基本的に一定で、個々の必要量に対応しづらい 調理従事者と生徒の接点がない 配送経費が発生 配送先の学校での衛生管理が発生 委託事業者間の差が発生するおそれあり 給食時間の変更への対応が困難

3 実施モデルの設定と比較・評価

(1) 実施モデルの設定

中学校給食の実施に係る費用の比較と実施方式の評価を行うため、旧呉市の小学校26校と中学校18校を対象とし、平成30年度実施を想定して、次のような実施モデルを設定した。

表28 旧呉市（小学校26校＋中学校18校，平成30年度実施想定）の学校給食実施モデルの設定

基本的な方向	実施モデルの設定	
小中一体型 ・小学校給食室の改善（ドライ方式化）と中学校給食を一体的に実施する。	共同調理場 1箇所	・10,000食規模の共同調理場を1箇所建設し、小学校の一部と宮原・警固屋地区を除く中学校に配送する。 ・不足する食数は、小学校の自校給食を一部維持し、児童数減少に対応させて、段階的に共同調理場に切り替える。 ・宮原・警固屋地区の小・中学校は、音戸調理場から配送する。
	共同調理場 2箇所	・10,000食規模と4,000食規模の共同調理場を建設し、宮原・警固屋地区を除く小・中学校に配送する。 ・宮原・警固屋地区の小・中学校は、音戸調理場から配送する。
小中分離型・中学校 ・小学校給食室の改善（ドライ方式化）と中学校給食の開始を分離し、中学校給食の開始を優先的に進める。	自校方式	・全中学校（18校）において、給食室を建設する。
	共同調理場	・5,000食規模の共同調理場を1箇所建設し、全中学校（18校）に配送する。
	デリバリー方式	・民間事業者にデリバリー給食（弁当箱方式）を委託する。
小中分離型・小学校 （参考）	自校方式	・旧呉市の小学校26校のうち、阿賀小と統合対象校4校を除く21校において、給食室の建替えを行う。

(2) 費用の算出

ア 算出の考え方

学校給食の実施に係る費用は、初期投資額、維持・管理費(初年度及び50年後までの累計額)、1食あたり経費を算出した。

表29 学校給食に要する費用算出の考え方

項目	費用算出の考え方
初期投資額	【共同調理場・自校方式】 <ul style="list-style-type: none"> 調理場整備費（小学校給食室の建替えは既存撤去費を含む。） 配膳室整備費（共同調理場の場合，中学校は空き教室改修（給・排水，電気設備，建具等），牛乳保冷库等設置 配送車購入費（2校に1台） 【デリバリー方式】 <ul style="list-style-type: none"> 配膳室整備費（空き教室の一部改修（給・排水，電気設備，建具等），牛乳保冷库，湿温蔵庫等設置
維持・管理費	【共同調理場・自校方式】 <ul style="list-style-type: none"> 修繕・維持費と管理・運営費を計上 修繕・維持費は，建物の大規模修繕費，厨房設備更新費，通常修繕費を計上 管理・運営費は，委託費，人件費，管理費を計上 <ul style="list-style-type: none"> 委託費：自校方式と共同調理場の調理委託 人件費：共同調理場の職員と配送車運行職員 管理費：光熱費，消耗品費，保守・点検費，配送車更新費を計上 【デリバリー方式】 <ul style="list-style-type: none"> 配膳室の設備更新費と委託費（1食240円）を計上
1食あたり経費	<ul style="list-style-type: none"> (初期投資額+維持・管理費)÷(給食数×給食日数(190日))として算出 デリバリー方式については，喫食率100%と50%(参考)のケースについて算出

イ 算出結果

50年累計の総費用と1食あたり経費は，次のとおりである。

表30 50年累計の総費用と1食あたり経費の算出結果
(旧呉市の小・中学校，平成30～79年度見込み)

実施モデル		50年累計の総費用	1食あたり経費
小中一体型 ・宮原・警固屋地区の小中学校は，音戸調理場からの配送を想定	・共同調理場1箇所（10,000食） （不足する4,000食は，小学校の自校方式を維持し，徐々に共同調理場に切替え）	177.5億円	197円
	・共同調理場2箇所（10,000食と4,000食）	227.2億円	252円
小中分離型・中学校 ・中学校給食の開始を優先的に実施	・自校方式 （旧呉市18校に給食室を建設）	107.3億円	350円
	・共同調理場（5,000食） （旧呉市18校に配食）	91.0億円	297円
	・デリバリー方式（喫食率100%）	80.8億円	264円
小中分離型・小学校 （参考）	・自校方式（小学校） （阿賀小と統合対象校4校を除く21校の給食室の建替えを想定）	165.9億円	559円

表31 旧呉市の小・中学校の給食方式モデル別概略費用の算出結果（平成30～79年度見込み）

区分		小中一体型		小中分離型				
		・宮原・警固屋地区の小中学校は、音戸調理場からの配送を想定		中学校			小学校	
給食方式モデル		共同調理場 1箇所 10,000食	共同調理場 2箇所 10,000食 4,000食	自校方式 ・旧呉市18校に給食室を建設	共同調理場 5,000食 ・旧呉市18校に配食	デリバリー方式		自校方式 ・阿賀小と統合対象校4校を除く21校について給食室の建替えを想定
		・不足する4,000食は、小学校の自校方式を維持し、徐々に共同調理場に切替え				喫食率	喫食率	
初期投資額(億円)	計	23.3	33.9	22.8	14.6	1.8	1.8	33.3
維持・管理費(億円)	平成30年度	3.6	4.1	1.6	1.5	2.2	1.1	2.7
	平成30～39年度	34.5	40.7	15.8	15.5	21.5	11.3	26.4
	平成40～49年度	33.6	43.0	20.0	17.1	17.3	9.3	31.2
	平成50～59年度	30.8	39.5	17.5	15.7	15.4	8.3	27.1
	平成60～69年度	31.2	38.8	18.4	15.4	13.5	7.3	27.8
	平成70～79年度	24.1	31.3	12.8	12.7	11.3	6.2	20.1
	50年累計	154.2	193.3	84.5	76.4	79.0	42.4	132.6
総費用累計額(億円)	初年度	26.8	38.0	24.4	16.1	4.0	2.9	36.0
	10年累計	57.8	74.6	38.6	30.1	23.3	13.1	59.7
	20年累計	91.4	117.6	58.7	47.2	40.6	22.3	90.9
	30年累計	122.2	157.1	76.1	62.9	56.0	30.6	118.0
	40年累計	153.4	195.9	94.5	78.3	69.5	38.0	145.8
	50年累計	177.5	227.2	107.3	91.0	80.8	44.2	165.9
1食あたり経費 (円/食) (注)	10年累計	229	295	455	355	275	308	710
	20年累計	201	259	381	307	264	290	606
	30年累計	195	250	358	295	263	288	569
	40年累計	197	252	358	296	263	287	569
	50年累計	197	252	350	297	264	288	559

注：1食あたり経費は、総費用累計／総給食数（総給食数は各期間の中間年の給食数を基に、年間給食日数を190日として算出した。）、食材費は自己負担としている。

(3) 実施方式の評価

実施方式の評価は、初期投資額、初年度運営費、食育、地産地消、アレルギー対応、早期実施、選択制の導入、食の分量調整、教員の負担の9項目の評価項目を設定して行った。

その結果、次のような観点から、小中分離型のデリバリー給食を選択することが適切と考えられる。

- ① 初期投資額が、最も安価であること。
- ② 早期実施が可能なこと。
- ③ 家庭弁当も併用できる選択制の導入が可能なこと。

表 32 実施方式の評価

実施モデル		評価（注-1）										総合評価の 主要因 ○：優れている △：問題あり
		項目別評価										
		初期 投資額 (億円)	初年度 運営費 (億円/年)	食育	地産 地消	ア レ ル ギ ー 対 応	早 期 実 施	選 択 制 の 導 入	食 の 分 量 調 整	教 員 の 負 担	総 合 評 価	
小 中 一 体 型	共同調理場 1箇所 10,000食 ・宮原・警固屋地区の小・中学校は、音戸調理場からの配送を想定 ・不足する 4,000食は、小学校の自校方式を維持し、徐々に共同調理場に切替え	△ 23.3	◎ 3.6	○	○	○	△	×	○	△	◎	○運営費低 △選択制導入不可
	共同調理場 2箇所 10,000食と4,000食 ・宮原・警固屋地区の小・中学校は、音戸調理場からの配送を想定	×	○ 4.1	○	○	○	△	×	○	△	○	△初期投資額大 △選択制導入不可
小 中 分 離 型 ・ 中 学 校	自校方式 ・旧呉市18校に給食室を建設	×	△ 1.6+2.9 ・2.9億円は旧呉市小学校の現状施設の運営費	◎	○	○	×	×	○	△	△	△初期投資額大 △早期実施困難 △選択制導入不可
	共同調理場 5,000食 ・旧呉市18校に配食	△ 14.6	△ 1.5+2.9 ・2.9億円は同上	○	○	○	△	×	○	△	△	△選択制導入不可
	デリバリー方式 ・旧呉市18校に配食 ・民間事業者へ委託	◎ 1.8	△ 2.2+2.9 ・2.2億円は喫食率 100%の場合 ・2.9億円は同上	○	○	○	◎	◎	△	○	◎	○初期投資額小 ○早期実施可 ○選択制導入可

注：評価は、次の4段階とした。

◎：優れている，○：やや優れている・問題なし，△：やや劣る・やや問題あり，×：劣る・問題あり

第7 中学校給食実施上の配慮事項

中学校給食を適切かつ効果的に実施するための配慮事項について、呉市中学校給食検討委員会における議論を受けて整理すると、次のとおりである。

(1) 食育の推進

学校給食を契機として食育を推進するため、次のような取組を行う必要がある。

ア 第2次健康くれ21（食育推進計画）に基づいた食育の推進

- ・給食だよりの発行
- ・給食学習会の開催
- ・給食時間などにおける食生活、食習慣の指導
- ・呉市で取り組んでいる「減塩」の導入（減塩食に係る数値目標の設定と、達成に向けた取組等）
- ・関係機関と連携したおいしい給食づくり
- ・地場農水産物や郷土料理の給食への導入 など

イ 学校における食育をより推進するための栄養教諭、栄養士など専門的な知識を持った人材の確保

ウ 中学生による献立とレシピづくりを契機とした家庭や地域との連携など、食育も同時に進める視点からの家庭や地域における取組

エ 地場産物、郷土料理などの学校給食への使用による地産地消の推進と食文化の継承

(2) 食の安全・安心の確保

食の安全・安心を確保するため、次のような取組を行う必要がある。

- ・市による献立の作成、物資の管理など安全対策の取組
- ・食の安全・安心の確保のための栄養教諭、栄養士などの配置
- ・食中毒などの事故があった場合に迅速、適切に対応できる体制づくり
- ・ノロウイルスなどの二次被害抑制の対策
- ・学校給食衛生管理基準に沿った施設・設備の整備
- ・学校給食使用食材の選定基準の設定
- ・デリバリー方式を選択する場合の食の安全・安心の取組の業者への条件付け

(3) 地産地消

学校給食における地元産の食材の使用を拡大するため、次のような取組を行う必要がある。

- ・中学校給食における地場産物の活用に係る目標値の設定と達成に向けた取組（実施中の学校給食における目標値は平成29年度30%（第2次健康くれ21））
- ・青果物など可能な産物に係る生産者との直接契約、市内産食材の指定などによる市内産の優先的活用

(4) アレルギー対応

呉市の給食施設では、事前に生徒のアレルギー食物を把握し、除去食を提供しており、デリバリー方式を選択する場合においても、次のような取組体制を構築する必要がある。

- ・保護者へのアレルギー原因物質含有食品の分かる資料の提供（選択制の判断材料）
- ・かかりつけ医との連携等による生徒のアレルギー症状等の的確な把握
- ・アレルギー除去食の提供

(5) 喫食率向上に向けた取組

デリバリー給食の喫食率を高めるため、次のような取組を行う必要がある。

- ・ 保護者等に学校給食の意義を周知する必要がある。
- ・ 献立の工夫などによるデリバリー給食と家庭弁当との差別化
- ・ 子どもが「おいしい」と感じる給食，温かい給食の提供
- ・ 温かい給食を提供するための容器の工夫，汁物の提供
- ・ 体格差や性差などに対応した主食の選択性，量の選択性の導入

資料 呉市中学校給食検討委員会の設置要綱等

1 呉市中学校給食検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 呉市立中学校における学校給食（以下「中学校給食」という。）を実施するに当たり、中学校給食の実施方針、選択制の導入など中学校給食の在り方について保護者、関係団体等が意見・情報を交換する場を設けるため、呉市中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 中学校給食の実施方針に関する事項
- (2) 安全安心な給食の提供、食育推進や地産地消などの観点から基本的な考え方を整理
- (3) 前号に掲げるもののほか、中学校給食の在り方に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をこれに充てる。

- (1) 教育総務部長
- (2) 教育総務部副部長
- (3) 学校教育部副部長
- (4) 呉市立学校校長会代表2名
- (5) 呉市PTA連合会代表6名
- (6) 学識経験者若干名

2 委員長 委員の中から互選により、委員長を選出する。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、第2条に規定する所管事項が終了するまでとする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育施設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、呉市教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

呉市中学校給食検討委員会 委員名簿

(平成25年8月1日現在)

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
学識経験者	広島女学院大学 准教授	渡 部 佳 美	
学識経験者	岡山大学大学院 教授	宮 本 香代子	
学識経験者	県立広島大学 准教授	塩 川 満 久	
呉市教育委員会	教育総務部 部長	末 重 正 己	
呉市教育委員会	教育総務部 副部長	枇 杷 木 良	
呉市教育委員会	学校教育部 副部長	寺 本 有 伸	
呉市立学校校長会	小学校長会・呉中央小学校長	山 下 伸 一	職務代理者
呉市立学校校長会	中学校長会・安浦中学校長	下 重 節 実	
P T A連合会	三津口小P T A 会長	小 河 政 彦	委 員 長
P T A連合会	横路小P T A 会長	増 原 和 子	
P T A連合会	呉中央中P T A 会長	上 瀬 正 智	
P T A連合会	昭和西小P T A 会長	尾 田 耕 治	
P T A連合会	広南中P T A 会長	柿 本 可奈子	
P T A連合会	蒲刈中P T A 副会長	松 浦 南 子	

(任期 平成25年8月1日から平成26年3月31日まで)

<事務局>

所属・役職		氏 名
呉市教育委員会教育施設課	課 長	上 田 勝 治
	課長補佐	大世渡 隆 臣
	給食係長	西 本 英 司
	主 査	高 村 耕 司
株式会社地域計画工房	代表取締役	藤 岡 憲 三
	主 任	吉 井 涼 子

2 呉市中学校給食検討委員会の開催経緯

回	項目	概要
第1回	日時	平成25年12月10日（火曜日） 14時～16時
	場所	つばき会館507号室
	議題	1 委員会の設置等について 2 中学校給食検討の経緯について 3 検討事項 (1) 呉市中学校給食整備基本構想策定業務の進め方 (2) 学校給食の現状と課題 (3) 児童・生徒数の将来見通しと学校給食の留意事項 (4) 中学校給食の必要性について (5) その他 4 次回の予定
	出席者	委員14名（全員），事務局6名
第2回	日時	平成26年1月14日（火曜日） 14時～15時30分
	場所	つばき会館507号室
	議題	1 第1回委員会の概要報告 2 議事 (1) 中学校給食に関するアンケート調査結果 (2) 中学校給食に係る基本方針について (3) その他
	出席者	委員14名（全員），事務局6名
第3回	日時	平成26年3月27日（木曜日） 14時～15時15分
	場所	つばき会館508号
	議題	(1) 第2回検討委員会の摘録について (2) 中学校給食の方針決定について (3) 喫食率向上のための方策について (4) その他
	出席者	委員12名（欠席2名），事務局6名